

## 第六章 再審及び訴訟（改正、昭三七法律一六一）

### （再審の請求）

**第五七条** 確定した取消決定及び確定審決に対しては、当事者又は参加人は、再審を請求することができる。（改正、平八法律六八、平八法律一一〇）

2 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第三百三十八条第一項及び第二項並びに第三百三十九条（再審の事由）の規定は、前項の再審の請求に準用する。（改正、平八法律一一〇）

〔旧法との関係〕 二四条において特許法一一二条の規定を準用。

〔趣旨〕

本条は、再審の請求について規定したものである。詳細は、特許法一七一条の「趣旨」を参照されたい。

なお、平成八年の一部改正において、登録後の異議申立制度を導入したことに伴い、一項において、確定した取消決定についても再審が請求できる旨を追加した。

### （同前）

**第五八条** 審判の請求人及び被請求人が共謀して第三者の権利又は利益を害する目的をもって審決をさせたときは、その第三者は、その確定審決に対し再審を請求することができる。

2 前項の再審は、その請求人及び被請求人を共同被請求人として請求しなければならない。

〔旧法との関係〕 二四条において特許法一二八条の規定を準用。

〔趣旨〕

特許法一七二条の「趣旨」参照。

（再審により回復した商標権の効力の制限）

第五九条 取り消し、若しくは無効にした商標登録に係る商標権が再審により回復したときは、商標権の効力は、

次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該取消決定又は審決が確定した後再審の請求の登録前における当該指定商品又は指定役務についての当該登録商標の善意の使用

二 当該取消決定又は審決が確定した後再審の請求の登録前に善意にした第三十七条各号（侵害とみなす行為）に掲げる行為

（改正、平三法律六五、平八法律六八）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、再審により回復した商標権の効力の制限について規定したものである。詳細は特許法一七五条の「趣旨」を参照されたい。

なお、平成八年の一部改正においては、同改正で導入した登録後の異議申立てにおける取消決定により取り消された商標登録に係る商標権が再審により回復した場合の効力の制限を追加するとともに、更新登録の無効審判（旧四八条）の廃止に伴う所要の改正をした。

〔字句の解釈〕

〈取り消し〉本条及び次条にいう「取り消し」には登録異議申立てによる取り消しと取消審判による取り消しの両者が含まれる。

〔参 考〕

〈特許法との相違〉本条は本条に掲げた行為の結果物については何も触れていない。すなわち、商標権の効力が及ばないときれた行為によって作られた物やその商標を付した商品若しくは役務の提供の用に供する物についてはどうなるかという問題については何ら規定していないのである。したがって、これらの結果物に対して商標権の効力を制限する規定はないから、商標権の効力はその物に対して及ぶのである。この理由は、もし結果物についても効力を制限すると結果物の発生の時点の証明が困難なため設定登録後に発生した結果物を不当に用いられるおそれがある（設定登録前の他人の使用は自由だから）のと、商標権の効力は、特許権が物自体に及ぶのと異なりその物に付された商標の使用のみを禁止するものであり、物自体は何等禁止の対象とならないからその物から商標を削る等の処置をすればその物の販売等の処分には差し支えない。したがって、このような効力を認めても他人の経済的損失はほとんどないか、あっても大きくはないからである。

（同前）

第六〇条 取り消し、若しくは無効にした商標登録に係る商標権が再審により回復した場合、又は拒絶をすべき旨

の審決があつた商標登録出願について再審により商標権の設定の登録があつた場合において、当該取消決定又は審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において当該指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について当該登録商標又はこれに類似する商標の使用をした結果、再審の請求の登録の際現にその商標が自己の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その者は、継続してその商品又は役務についてその商標の使用をする場合は、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。（改正、平三法律六五、平八法律六八）

2 第三十二条第二項〔混同防止のための表示〕の規定は、前項の場合に準用する。

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、再審により回復し又は登録された商標権の効力の制限の一つとして、再審の結果発生する商標の使用をする権利について規定したものである。再審により回復した商標権の効力は前条で定める範囲について制限されるのであるが、これと同様の趣旨から、他人が指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についてその商標又はこれに類似する商標を使用してその商標を周知にさせたときは、善意である限りその信用の蓄積を保護するのが妥当である。これが一項の立法趣旨であり、三二条一項のいわゆる先用権と同様に既得権の保護規定といふことができる。

なお、平成八年の一部改正においては、同改正で導入した登録後の異議申立てにおける取消決定により取り消された商標登録に係る商標権が再審により回復した場合においても一項に定める権利を認めることがあることとするとも

に、存続期間の更新手続を申請手続とし、更新登録の無効審判を廃止したことに伴う所要の改正をした。  
二項は三二条二項の準用規定で混同防止のための表示を付すべきことを請求することができる旨を定めたものである。

(審判の規定の準用)

- 第六〇条の二 第四十三條の三、第四十三條の五から第四十三條の九まで、第四十三條の十二から第四十三條の十四まで、第五十六條第一項において準用する特許法第三百一十一條第一項、第三百一十一條の二第二項本文、第三百三十二條第三項、第三百五十四條、第三百五十五條第一項及び第三百五十六條並びに第五十六條第二項において準用する同法第三百五十五條第三項の規定は、確定した取消決定に対する再審に準用する。(本項追加、平一〇法律五一、改正、平一五法律四七)
- 2 第五十五條の二の規定は、第四十四條第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。
  - 3 第五十六條の二の規定は、第四十五條第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。  
(本条追加、平五法律二六)

〔趣旨〕

本条は、平成五年の一部改正において新設されたものであり、再審において審判の規定を準用することを規定したものである。

一項は、確定した取消決定の再審手続を規定したものである。平成一五年の一部改正において、特許法一三一条二項が一三一条の二第一項本文に移動したことに伴い該当箇所を改正した。

二項は、平成五年の一部改正において、特許法五三条（補正の却下）の規定が改正されたことに伴い、従来六一条において準用していた同法一七四条一項（拒絶査定不服審判の確定審決に対する再審における審判の規定の準用）において準用する特許法一五九条の規定をそのまま準用することができなくなったため、同条第一項に相当する規定である五五条の二の規定を四四条一項の審判（拒絶査定不服審判）の確定審決に対する再審において準用することを規定したものである。

三項は、平成五年の一部改正において、特許法において、補正却下不服審判が廃止されたことに伴い、従来五六条で準用していた一六二条（補正却下不服審判の特則）の規定が削除されたため、同条に相当する意匠法五一条の規定を四五条一項の審判（補正却下不服審判）において準用することを規定した五六条の二の規定を補正却下不服審判の確定審決に対する再審において準用することを規定したものである。

（特許法の準用）

第六一条 特許法第七十三条（再審の請求期間）並びに第七十四条第二項及び第四項（審判の規定等の準用）の規定は、再審に準用する。この場合において、同法第七十三条第一項及び第三項から第五項までの規定中「審決」とあるのは「取消決定又は審決」と、同法第七十四条第二項中「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあるのは「商標法第四十六条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項又は第五十三条の二の審判」と読み替えるものとする。

（改正、昭四〇法律八一、平三法律六五、平五法律二六、平六法律一一六、平八法律六八、平一五法律四七）

〔旧法との関係〕 二四条において特許法の規定を準用。

## 〔趣旨〕

本条は、再審についての特許法の準用である。詳細は特許法の該当条文の「趣旨」を参照されたい。

なお、平成五年の一部改正において、特許法において訂正無効審判（一二九条一項）が廃止されたこと、特許法五三条の規定が改正されたことに伴い、特許法一七四条一項において準用していた特許法一五九条一項の規定をそのまま準用することができなくなったこと及び補正却下不服審判が廃止され、特許法一七四条二項の規定が削除されたことに伴い、所要の改正がなされた。

また、平成六年の一部改正においては、特許法一七四条二項が三項に、四項が五項に改正されたことに伴う形式的改正を行う（一項）とともに、前条において準用する五五条の二において二項から六項までが新設されたため、特許法一五九条二項から五項までを四四条一項の審判の確定審決に対する再審に準用する旨を規定していた二項を削除した。

さらに、平成八年の一部改正においては、商標登録の取消審判（五二条の二）の新設及び更新登録の無効審判（旧四八条）の廃止に伴い、所要の改正を行った。

また平成一五年の一部改正において、特許法一七四条三項及び五項をそれぞれ一七四条二項及び四項に移動したと、また同改正において、特許異議申立制度が廃止されたこと、さらに一二三条一項及び一二五条の二の審判をそれぞれ特許無効審判及び延長登録無効審判と規定する修正を行ったことに伴い、該当箇所を修正した。

## （意匠法の準用）

**第六二条** 意匠法第十八条第二項の規定は、第四十四条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。（削除、

昭三七法律一六一、改正、昭六〇法律四一、平五法律二六）

2 意匠法第五十八条第三項の規定は、第四十五条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。（本項追加、

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣 旨〕

本条は、再審について意匠法の規定を準用することを規定したものである。

従来は、意匠法五六条の二の規定を四四条一項の審判（拒絶査定不服審判）の確定審決に対する再審において準用することを規定していたが、意匠法五六条の二の規定は、意匠法五一条一項（意匠法一七条の二（補正却下後の新出願）の規定を拒絶査定不服審判において準用する規定）を拒絶査定不服審判の確定審決に対する再審において準用する規定であった。

平成五年の一部改正においては、五五条の二を新設することにより、一六条の二（補正の却下）、特許法五四条（公告決定後の補正の却下）及び意匠法一七条の三（補正却下後の新出願）を四四条一項の審判（拒絶査定不服審判）において準用することを規定し、五五条の二を六〇条の二において準用することとしたため、従来の規定は、不要となった。しかしながら、同改正において、特許法五三条の規定が改正されたため、同条を準用している特許法一五九条の規定を準用する同法一七四条一項（拒絶査定不服審判の確定審決に対する再審における審判の規定の準用）をそのまま準用することができなくなったため、四四条一項（拒絶査定不服審判）の確定審決に対する再審の規定について、意匠法五八条二項（拒絶査定不服審判の確定審決に対する再審における特許法の規定を準用）を準用することを一項において新たに規定することとした。

二項は、平成五年の一部改正において新設されたものであり、特許法において補正却下不服審判が廃止されたことに伴い、従来六一一条において準用していた特許法一七四条二項（補正却下不服審判の確定審決に対する再審における審判の規定の準用）の規定が削除されたため、同項の規定に相当する意匠法五八条三項の規定を四五条一項（補正却下不服審判）の

審判の確定審決に対する再審に準用することを規定したものである。

(審決等に対する訴え)

第六三条 取消決定又は審決に対する訴え、第五十五条の二第三項(第六十条の二第二項において準用する場合を含む。)において準用する第十六条の二第一項の規定による却下の決定に対する訴え及び登録異議申立書又は審判若しくは再審の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。(改正、平五法律二六、平六法律一一六、平八法律六八、平一〇法律五一)

2 特許法第七十八条第二項から第六項まで(出訴期間等)、第七十九条から第八十条の二まで(被告適格、出訴の通知及び審決取消訴訟における特許庁長官の意見)、第八十一条第一項及び第五項(審決又は決定の取消し)並びに第八十二条(裁判の正本の送付)の規定は、前項の訴えに準用する。この場合において、同法第七十八条第二項中「当該審判」とあるのは「当該登録異議の申立てについての審理、審判」と、同法第七十九条中「特許無効審判若しくは延長登録無効審判」とあるのは「商標法第四十六条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項若しくは第五十三条の二の審判」と読み替えるものとする。(改正、昭四〇法律八一、平三法律六五、平五法律二六、平八法律六八、平一五法律四七)

〔旧法との関係〕 二四条において特許法二二八条の二から二二八条の五までの規定を準用。

〔趣旨〕

本条は、審決等に対する訴え(行政訴訟の提起)について規定したものである。詳細は、特許法一七八条の〔趣旨〕を参照されたい。

一項は、審決等に対する訴えの管轄について規定したものである。なお、平成八年の一部改正においては、同改正で導入した登録後の異議申立てにおける取消決定及び登録異議申立書の却下の決定に対する訴えについても、審決や審判請求書の却下の決定に対する訴えの場合と同様、東京高等裁判所の専属管轄とすることとした。

二項は、審決等に対する訴えについての原告適格、被告適格、出訴期間等について特許法の規定を準用したものである。なお、平成八年の一部改正においては、商標登録の取消審判（五二条の二）の新設及び更新登録の無効審判（旧四八条）の廃止に伴い、所要の改正をした。

また、平成一五年の一部改正において、特許法が改正されたことに伴い準用関係を整理した。なお、同改正において、特許異議申立制度が廃止されたこと、また、特許法一二三条一項及び一二五条の二の審判をそれぞれ特許無効審判及び延長登録無効審判と規定する修正を行ったことに伴い該当箇所を修正した。

（不服申立てと訴訟との関係）

第六三条の二 特許法第八十四条の二（不服申立てと訴訟との関係）の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分（第七十七条第七項〔特許法の準用〕に規定する処分を除く。）の取消しの訴えに準用する。

（本条追加、昭三七法律一四〇、改正、平六法律一一六）

〔趣旨〕

本条は、特許法の準用について規定したものである。詳しくは、特許法一八四条の二の〔趣旨〕を参照されたい。